

浦添市立中央公民館における特定利用団体の登録等に関する要綱

令和4年12月8日

一部改正 令和5年11月30日

教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、浦添市立中央公民館（以下「公民館」という。）を利用する社会教育関係団体において、市民の主体的な学習活動を施設利用の側面から支援するため、登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 登録ができる団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として活動をし、自主的な運営をする公共的団体であること。
- (2) 団体設立から1年を経過し、社会教育に関する実績があること。
- (3) 団体の組織や活動の目安となる規約、会計、事業計画等を備えていること。
- (4) 構成員が10名以上であること。
- (5) 構成員の半数以上の者が市内に居住、通勤又は通学する者であること。
- (6) 活動の拠点が浦添市立中央公民館であること。
- (7) 市民に広く開かれた団体であること。
- (8) 会員の親睦交流のみを活動の目的としていないこと。
- (9) 公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- (10) 団体の代表者、役員又は構成員が、活動に起因する給与報酬を得ることがないこと。
- (11) 営利目的、政治的及び宗教的活動は行わないこと。
- (12) 会計及び団体の情報について、教育委員会から照会があったときは、その求めに応じること。

(登録の申請)

第3条 新たに登録を受けようとする団体は、公民館が実施する登録説明会に参加し「浦添市立中央公民館登録団体申請書」（様式第1号）に次の書類を添えて公民館に提出しなければならない。

- (1) 会則又は規約
- (2) 役員及び会員名簿
- (3) 活動計画及び報告書
- (4) 予算書及び決算書

(登録の認定)

第4条 公民館は前条の申請書を受理し、登録基準を満たしているか審査を行い、登録された団体には「浦添市立中央公民館特定利用団体登録証」（様式第2-1号）を交付するものとする。

2 前項の登録の有効期間は年度の末日までとする。

(予約の優先)

第5条 登録を受けた団体は、利用する月の2か月前から施設の予約をすることができる。ただし、利用希望日が次と重複するときは、この限りではない。

- (1) 市の主催行事があるとき
- (2) その他、特に社会教育推進課長が必要と認めるとき

(使用料の減免)

第6条 登録を受けた団体は、浦添市立中央公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条に基づき、使用料の減免を受けることができる。

(登録内容の変更等)

第7条 登録申請書に記載された内容に変更が生じたときは、「浦添市立中央公民館登録団体変更届」(様式第3号)を公民館に提出しなければならない。

2 活動を解散したときは「浦添市立中央公民館登録団体取消届」(様式第4号)をすみやかに提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 公民館は、登録を受けた団体が次のいずれかに該当するときには、登録を抹消することができる。

- (1) 登録申請の内容や施設利用において虚偽があったとき
- (2) 登録の要件を欠くに至ったとき
- (3) その他、登録団体としてふさわしくない行為等があったとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社会教育推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。